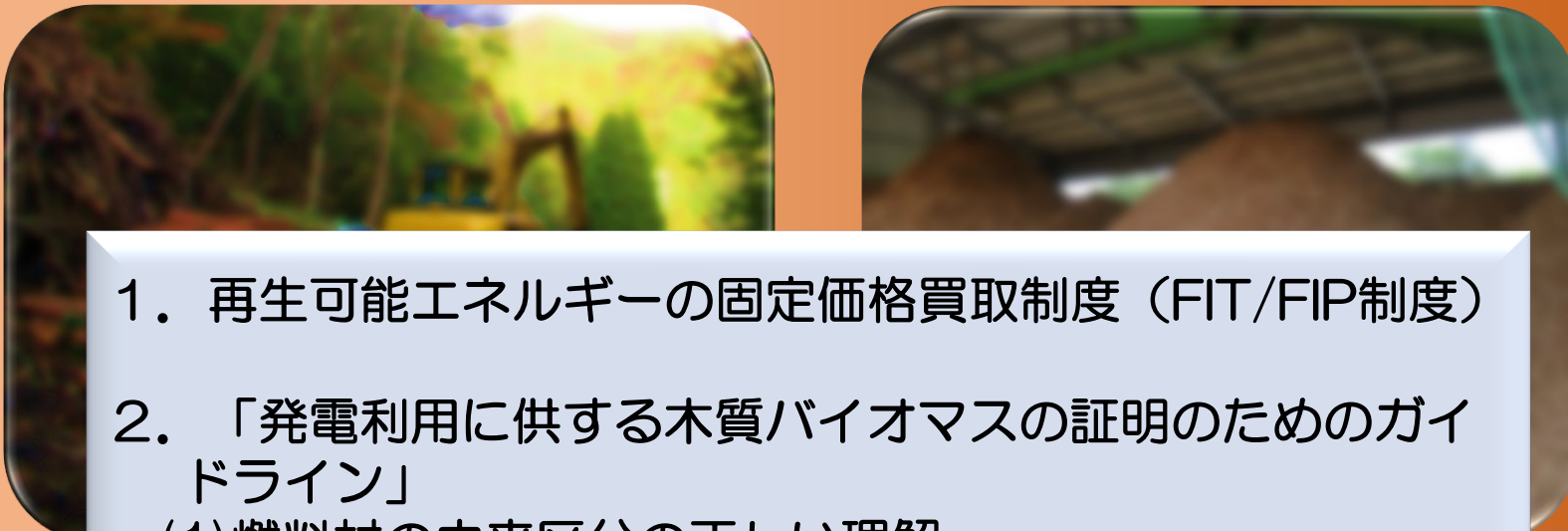


「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の運用について (適切な分別管理と証明書の発行)

- 
1. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT/FIP制度)
 2. 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」
 - (1) 燃料材の由来区分の正しい理解
 - (2) 分別管理の徹底
 - (3) 適切な証明書の発行
 3. ライフサイクルGHG情報伝達への対応

この資料は、認定団体の皆様が認定した事業者の方々への説明会等にお使いいただくことを目的として作成しています。

2024年9月

(一社) 日本木質バイオマスエネルギー協会

1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

電力会社は、法律に基づき再生可能エネルギー発電事業者の申込みにより、定められた期間及び価格で電力を買取る義務がある

- 再生可能エネルギー発電の買取価格の原資
すべての電気利用者（＝全国民）から**賦課金**を徴収

地点番号 03-0011-1060-8060-0102-2131		様	
電気ご使用量のお知らせ			
ご使用場所			
28年7月分	ご使用期間 6月10日～7月10日 検針月日 7月11日 (31日間)	種別 従量電灯B	
ご使用量	215kWh	契約 30A	
請求予定金額 (うち消費税等相当額)	5,167円	当月指示数 5890	
基本料金	8,140円	前月差 5675	
電力量料金 ・1段料金	42円40銭	計器乗率(倍) 215	
・2段料金	70円00銭	取替前計量値	
燃料費調整額	-915円90銭	計器番号(下3桁)	435
再生可能エネルギー賦課金	483円		
口座振替割引	-54円00銭		
燃料費調整のお知らせ (1kWhあたり)			
7月(当月)分 -4円26銭			
8月(翌月)分 -4円67銭			
翌月分は当月分に比べ -0円41銭			
今月分 振替予定日 7月22日			
次回 検針予定日 8月9日			
地区番号 09		お客様番号	
お問い合わせ先/カスタマーセンター		検針員	
お引越・ご契約に関するご用件 0120-995-661		事業所コード(608)	
停電・設備に関するご用件 0120-995-007		TEPCO	

電気料金等領収証(口座振替払用)	
28年6月分	ご使用期間 5月12日～6月9日
領収金額	3,073円
うち消費税等相当額 227円	
契約	30A
ご使用量	126kWh
上記金額を6月22日口座振替により 領収させて頂きました。	
お客様番号	
東京電力エナジーパートナー株式会社 事業所コード(608)	
お問い合わせ先 (カスタマーセンター) お引越・ご契約のご用件 0120-995-661 停電・設備に関するご用件 0120-995-007	

画像引用 (Ene Leaks URL:<http://eneleaks.com/?p=10842>)

2-(1) 燃料材（木質バイオマス）の由来区分

「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関するガイドライン」燃料の由来による区分

由来の生育地の由来			流通・製造過程		直接燃料に加工		製材等残材
			間伐	主伐	間伐	主伐	
国産材	森林由来	国有林	[Green]		[Green]		[Grey]
		民有林	保安林又は経営計画		[Green]		
			保安林外かつ経営計画外		[Green]	[Grey]	
	森林以外・工事支障木など		[Grey]		[Grey]		
輸入材（合法性等の証明のある木材）			[Grey]		[Grey]		

「間伐」とは、伐採及び伐採後の造林届出等で認められた伐採

伐採率が35%以下、かつ伐採年度から起算しておおむね5年後に再びうっ閉することが確実に認められること

 間伐材等由来の木質バイオマス

 一般木質バイオマス

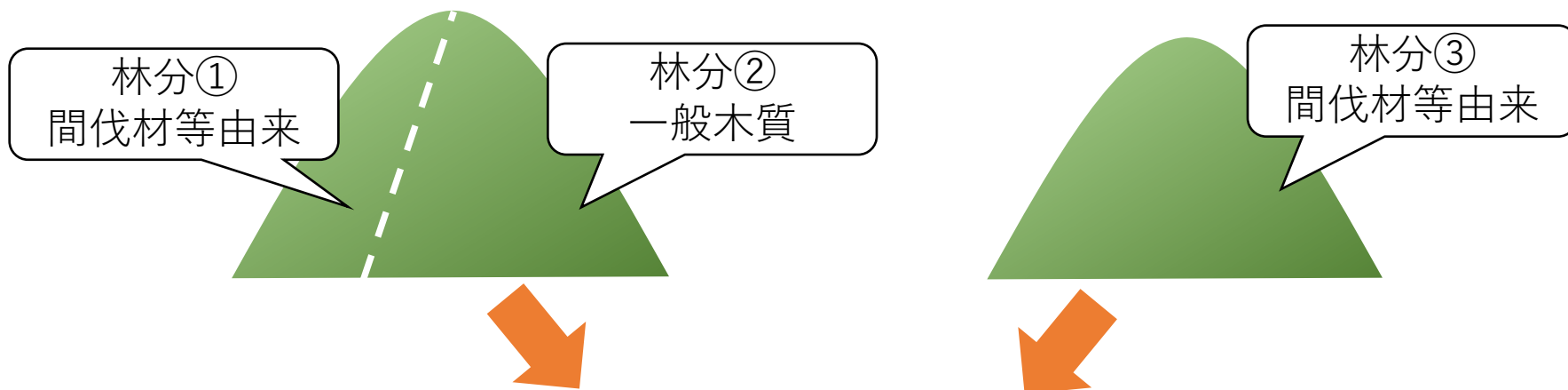
いずれも切れ目のない証明書の連鎖が必要、そうでなければ建設資材廃棄物等と同等の扱い

調達区分による売電価格

調達区分		1 kWhあたり調達価格（税抜）			調達期間
		2014年度以前	2015～2017年度	2018年度～2023年度	
間伐材等由来	2千kW以上	32円			20年間
	2千kW未満	40円			
一般木質バイオマス	2万kW以上	24円		入札制	
	1万kW以上 2万kW未満	※2万kW以上のみ 2017年10月からは21円			
	1万kW未満				
建設資材廃棄物		13円			

2-(2)-1 分別管理の徹底

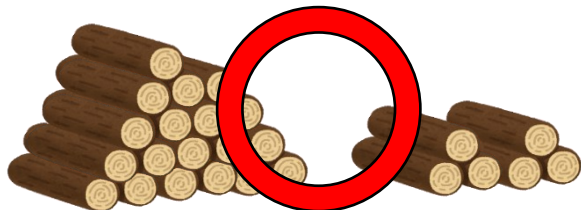
- 分別管理で重要なことは、異なる由来区分の原木、チップ等を一緒にしない。



どのように分別管理すべきか

由来ごとに分別して管理

材① + 材③ 材②



由来の異なる材を混在して管理

材① + 材② 材③





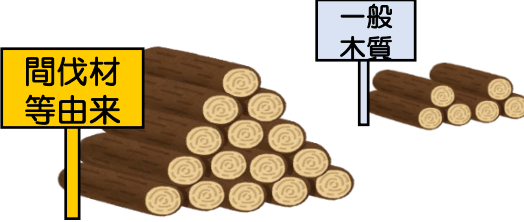

すべて一括して管理

材① + 材② + 材③



2-(2)-2 分別管理の具体例 ～素材生産業者編～

異なる発電用木質バイオマスを**明確に分ける**。また、**第三者から見ても分別されている**ことが明らかな状態にする（表示が重要）。

業種	判別	実例
素材生産業者	○	土場ごとに単一のものしか扱わない 
	○	伐採箇所を区画ごとに図面で色分けをして、同様の色で造材後の木口面に色付けしている 
	○	距離を置いてはい積みし、表示を行っている 
	×	はい積単位で分けているが、表示がされていない（表示がなく作業員にしかわからない、区別が混ざる可能性がある） 

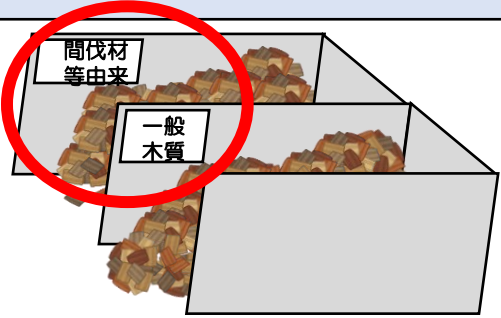


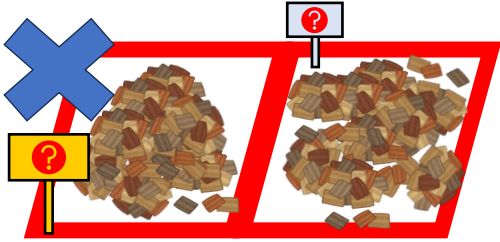
2-(2)-3 分別管理の具体例 ～保管場所の表示～



第三者から見て分別されていることが明らかな状態にする
(表示が重要)。



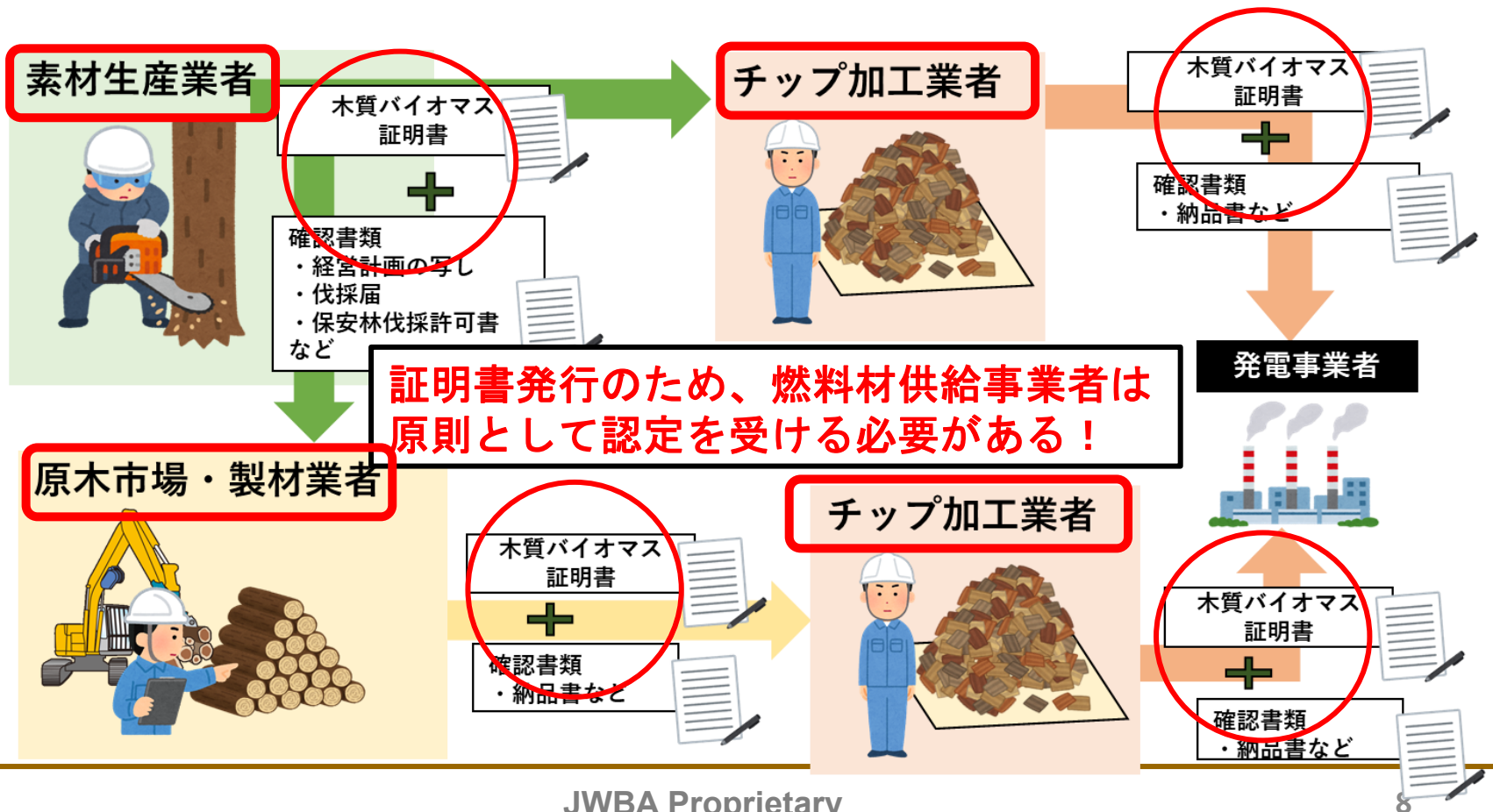
2-(2)-4 分別管理の具体例 ～チップ加工業者編～

業種	判別	実例
チップ加工業者	○	<p>保管区域を物理的に分け、表示している (行き来ができないようになっている)</p> 
	○	<p>置き場所を区分し、明示している</p> 
	○	<p>期間ごとに使用する木材の区分を決めて、 期間中は異なる区分の木材を取り扱わない (期間中は該当区分を看板等で明示)</p> 
	×	<p>区画ごとに分けているが、表示がされていない (第三者からは、由来がわからない)</p> 
	×	<p>比率で管理している</p>

2-(3)-1 (木質バイオマスの由来区分の) 証明書

燃料材（チップ等）を見ても、由来区分はわかりません。このため、「バイオマス証明ガイドライン」に沿って証明する必要があります。

また、伐採から、加工・流通の各段階における、**切れ目のない証明書の発行（連鎖）**によって、バイオマス発電所で該当する由来区分による燃料材としての取扱いが可能となります。



2-(3)-2 証明書（記載すべき事項）

証明書では、**木材の由来区分と分別管理の適切な実施**の2点を証明することが求められます。

証明書に記載すべき項目は、次の表のようになります。証明書の様式は、バイオマス証明ガイドラインの本文の別記（記載例）をご確認ください。

取扱段階	記載事項
各段階で共通	<ul style="list-style-type: none">👉 認定番号👉 宛先（販売先）👉 木質バイオマスの 区分👉 数量👉 樹種
伐採段階 （上記共通に加えて）	<ul style="list-style-type: none">👉 出材された場所等（添付書類と一致すること）👉 由来を確認するための書類（写）を添付
法令手続きが必要のない 木材などの発生段階	<ul style="list-style-type: none">👉 物件名（剪定枝、街路樹、河道内樹木などの種類）👉 発生場所（伐採箇所など）

2-(2)-3 証明書（添付すべき書類）

伐採段階については、由来区分を**確認するための書類（写）の添付が必要**です。

必要な添付書類

区分	添付書類
間伐材等由来 バイオマス （伐採段階）	森林経営計画認定書、事後の伐採届、 保安林内間伐届出書、 保安林内立木伐採届出書、 保安林内立木伐採許可決定通知書 国有林管理署との売買契約書 など
一般木質 バイオマス	伐採届、各種請負契約書や所有者等の確認書、 法令による伐採の手続きが不要な立木：所有者又は伐採者、ダム等の管理者（流木）による由来の証明書 など

ポイント 証明書を発行するのは実際に分別管理を行う事業者

証明書を発行するのは、実際に分別管理を行う事業者です。実際に現地で分別を確認することのない元請けや書類上で仲介のみをする商社等が証明書を発行することは適当ではありません。

※ 1つの施業地において、複数の事業者に伐採を委託する場合に、1つの確認書類（伐採届出等）から複数の証明書が発行され煩雑となります。このため、全ての事業者が認定を受けていることを前提として、委託元が一括して証明書を発行することも可能です。その場合に委託元は、現場の確認などを行うとともに、証明書発行（分別管理）の責任を負うこととなります。

ポイント 納入ごとの証明が必要

証明書は**納入ごと**に証明することが必要です。月単位などまとめたの証明は認められていません。

ガイドラインには「納入ごと」とありますので、まとめた場合は証明のない原料を使ったこととなってしまいます。

このため、**納品書**や**トラックスケールの計量票**を活用した証明書の発行をする事例が多くみられます。

2-(3)-5 計量票の活用（事例紹介）

計量票に必要な事項を記載し証明書とする。加えて、伐採箇所などを事前に通知して、簡略（コード番号や略号）に記載している例も多い。

計量票を証明書とする例

一括まとめて（事前に提出）

施業予定通知書（記番号）

日付
納入先名
認定番号
納入事業者名

下記の通り施業することを通知します。

由来区分：〇〇
（間伐材等由来の場合、木質バイオマスの種類）

伐採箇所：施業地A

伐採面積：〇〇

予定数量：〇〇

主な樹種：〇〇

原料区分：林地残材 など

輸送距離：〇〇

【注意】
証明書から通知書の内容を特定できなければならない

（施業予定通知書ごとの番号等によるリンク）

【重要】 納入者の証明として記載（ゴム印などで必要な記載を加えることも可）

納入ごと

計量票（トラックスケール）

計量票（証明書）

日付

会社名：〇〇

伐採地：施業地A

数量：〇〇 t

区分：間伐材等

トラック最大積載量：

〇〇 t 車以上

以上の木材は上記区分の由来であり、適切に分別管理されていることを証明します。

認定番号

担当者サイン 〇〇〇〇

通知書の（記番号）

証明書の工夫事例②

下図はトラックスケールでの計量票を納品書と合わせ、証明書とする例です。出材側と受け手側での計量票のやりとりが必要ですが、これ一枚で証明書に必要な項目を全てカバーしています。

合わせ技の事例

必要事項を事前に記載した納品書を何枚か複写のうえ所持して、納入ごとに、必要事項を追加記載した納品書（証明書）に計量票を添付して発行

納品書（兼 証明書）		(添付する)
納入先	日付	計量票
	認定番号 事業者名	
下記の通り証明します。		日付
由来区分：		数量：
伐採箇所：		
伐採面積：		
数量：計量票のとおり		
樹種：		
原料区分：		
トラック最大積載量：		
輸送距離：		
担当者サイン		

運搬のみを担う事業者

加工が伴わず、運搬のみを請け負う事業者は、由来の混在が想定されない場合には、証明書の発行は不要であり、認定事業者である必要はありません。ただし、複数の事業地を経由する可能性がある場合など、由来が混在する可能性のある場合には事業者認定を受け、証明書を発行する必要があります。

伐採届などの手続きが不要な木材

法令による伐採の手続きが不要な場合（屋敷林、剪定枝、ダム流木など）について所有者自らや伐採者が由来の証明書を作成し、販売先に交付することで証明をすることができます。この場合、証明書の発行において事業者認定は不要です。

※「伐採を行う者」が木質バイオマスの伐採・剪定を行う造園事業者等で、一般木質バイオマスとそれ以外の由来区分の木質バイオマスを扱う可能性がある場合には、分別管理を適切に行えることを担保するため、事業者認定を受ける必要があります。

また、木質バイオマスを集荷・加工する可能性がある場合も分別管理をする必要があり、事業者認定を受ける必要があります。

※法令による伐採の手続きが不要な場合であっても、GHG関連情報を含む証明書を発行する場合には、事業者認定を受ける必要があります。

証明書は、**最低でも5年間は保管**しておくことが必要です。

受領した証明書（添付書類を含む。）及び発行証明書は、**後々でもすぐに確認できるように整理して**保管しておくことが求められています。

（一覧表を作成して、証明書の発行順、交付先ごとなどの一定の基準で整理をして保管しておくとい良いでしょう。）

◆ 電子での保管

PDFファイル等の証明書を**電子データとして保管する場合**には、次のことが必要です。

- (1) 文字の判読に支障のない解像度で保存されていること
- (2) ファイルやフォルダが整理されて、必要なファイルを速やかに特定できること
- (3) 証明書は5年間の保管が求められることから、機器のトラブルが起きた場合にもデータが消失しないようバックアップを確保すること

- 目的
バイオマス発電における温室効果ガス排出量を可視化するため
- 対象：令和4年（2022）年度以降に**発電量1,000 kW以上の計画認定（2022年度以降の燃料計画の変更認定を含む）**を受けたバイオマス発電所
削減目標：バイオマス発電所は、比較対象電源GHG※に比べて、**50%以上削減（2029年度まで）、70%以上削減（2030年度以降）**
※2030年の火力発電のライフサイクルGHG目標である180g-CO₂eq/MJ電力
- スケジュール
対象発電所は、2026年4月からGHG基準に対応した燃料使用が必須（納入者は、発電所での使用に間に合う対応が必要）
- 参考：解説書を近々公開予定（JWBA）

3-(2) ライフサイクルGHG情報伝達への対応

バイオマス発電所での計算方法(1) 各段階のGHG既定値の選択

木質バイオマスに係るGHGの既定値の例(国産、チップ)

用材生産を主目的とする伐採により発生する低質材、間伐材、被害木、剪定枝、ダム流木等。

エネルギー利用を目的とする伐採により発生する木質バイオマス

木材の加工時等に発生する端材等

木質チップのライフサイクルGHG既定値 (g-CO₂eq/MJ-燃料)

Q&A 答5・6

工程	林地残材等	その他伐採木	製材等残材
栽培工程	-	1.11	-
輸送工程(林地残材収集)	① 1.65	-	-
輸送工程(原木輸送)	下表を参照		
加工工程(破碎)	③ 4.39		
輸送工程(チップ輸送)	下表を参照		
発電	⑤ 0.41		

輸送対象物	トラック 最大積載量	輸送距離								
		10km 以下	20km 以下	30km 以下	40km 以下	50km 以下	100km 以下	150km 以下	200km 以下	300km 以下
原木輸送の排出	4トン車以上	0.60	1.20	1.80	2.41	② 3.01	6.01	9.02	12.03	18.04
	10トン車以上	0.33	0.66	0.99	1.32	1.65	3.31	4.96	6.61	9.92
	20トン車以上	0.21	0.42	0.63	0.84	1.05	2.10	3.15	4.21	6.31
チップ輸送の排出	4トン車以上	0.46	0.93	1.39	1.86	2.32	4.65	6.97	9.29	13.94
	10トン車以上	0.26	0.51	0.77	1.02	1.28	2.55	3.83	5.11	7.66
	20トン車以上	0.16	0.32	0.49	0.65	④ 0.81	1.62	2.44	3.25	4.87

15

林野庁提供資料より抜粋

試算の仮定条件

- 伐採段階
林地残材区分を
50km以下、4t車以上で運搬
- 加工段階
チップを50km以下、
20t車以上で運搬
- 発電効率
22%

バイオマス発電所での計算方法(2)

各段階でのGHG既定値の合計を発電効率で除する。

木質バイオマスに係るライフサイクルGHGの計算

- 木質バイオマス発電のライフサイクルGHGは、「各工程のGHG排出量（燃料状態での単位熱量当たりGHG排出量）の和 ÷ 発電効率」で計算。
- 各工程のGHG排出量は、資源エネルギー庁が設定する既定値を使用可能。 Q&A 答5・6

【ライフサイクルGHGの計算例(国内の林地残材をチップ加工して燃料利用する場合)】

伐採段階の
伝達事項

加工・流通段階の
伝達事項

	(原料収集工程)	(原料輸送工程)	(加工工程)	(チップ輸送工程)	(発電工程)	
	林地残材を収集	4t以上のトラック 距離50km以下	チップに加工	20t以上のトラック 距離50km以下	発電(燃焼)	合計
各工程のGHGの既定値 (g-CO ₂ eq/MJ-燃料)	① 1.65	+ ② 3.01	+ ③ 4.39	+ ④ 0.81	+ ⑤ 0.41	= 10.27

発電効率が22%である場合のライフサイクルGHGは、

各工程のGHGの既定値の和 (g-CO ₂ eq/MJ-燃料)	発電効率	ライフサイクルGHG
10.27	÷ 22%	= 46.68 (g-CO ₂ eq/MJ-電力)

46.68/180=0.26
74%削減

林野庁提供資料より抜粋

● 認定事業者の対応

- 1 納入先（販売先）がGHG対応を必要としているかを確認
- 2 原料納入元がGHG対応に必要な事業者認定を受けているかを確認
 - ※ 以上については、対応時期も確認する。
- 3 発電事業者、認定事業者での試算・試行の実施
- 4 GHG対応の事業者認定を受ける
- 5 GHG対応による分別管理と証明書の発行
 - (1) 伐採段階
 - ① 原料区分：3区分のうち2区分（林地残材等、その他伐採木）
 - ② 原料輸送区分：トラック最大積載量(3区分)、輸送距離(9区分)
 - ※ GHG既定値の大きい区分にまとめることも可能
 - (2) 流通・加工段階
 - ③ 原料区分（①の区分又は製材等残材）
 - ④ 原料輸送区分（②の区分）
 - ⑤ 加工区分：チップ加工又はペレット加工(2区分)
 - ⑥ 製品輸送区分：トラック最大積載量(3区分)、輸送距離(9区分)
 - ※ GHG既定値の大きい区分にまとめること、重量按分の構成比記載も可能

● 様式と記入例 (林野庁提供資料より)

< 伐採段階 >

様式例(素材生産事業者が発行する書面)

GL p.11 別記1

別記1 伐採段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例
例1 民有林からの出材の場合

番 平成 年 月 日
発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明
○ ○ (販売先) 殿
○ ○ 素材生産事業者 認定番号
下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。
記
1. 間伐材等由来の木質バイオマスの種類 (間伐材、保安林から出材された木材、森林経営計画対象森林から出材された木材のいずれかを記載。間伐材に、除伐によるものを含む場合は、その旨を記載。)
2. 伐採許可 (届出) 年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等
3. 物件 (森林) 所在地
4. 伐採面積
5. 樹種
6. 数量
7. GHG関連情報 (GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)
(1) 原料区分
<input checked="" type="checkbox"/> 林地残材等
<input type="checkbox"/> その他伐採木
(2) 原料輸送区分
トラック最大積載量: <input type="checkbox"/> 4t車以上 <input checked="" type="checkbox"/> 10t車以上 <input type="checkbox"/> 20t車以上
輸送距離: <input type="checkbox"/> 10km以下 <input type="checkbox"/> 20km以下 <input checked="" type="checkbox"/> 30km以下 <input type="checkbox"/> 40km以下 <input type="checkbox"/> 50km以下
<input type="checkbox"/> 100km以下 <input type="checkbox"/> 150km以下 <input type="checkbox"/> 200km以下 <input type="checkbox"/> 300km以下
※ 伐採及び伐採後の遺林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。 また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の遺林届

(Q&A 答13)

GHG対応に係る団体認定を取得した事業者に対しては、そのことが判別できるように認定番号を発行してください。

[具体例] 従前 : 全林林 068号
GHG後 : 全林林 068G号

Gを追加

GL p.10 4 (4)

Q&A 答13

選択肢でなく、
該当区分の記載でも可

<参考:既定値区分の定義>

木質バイオマスのライフサイクルGHG既定値区分の定義

ライフサイクルGHG既定値区分	定義	基本的な確認方法 (国内木質バイオマス)
製材等残材	木材の加工時等に発生する、端材、おがくず、樹皮等の残材	由来証明が「製材等残材」となるもの
林地残材等	用材生産を主目的とする伐採により発生する低質材(端材、枝葉を含む)、間伐材等、その他、エネルギー利用目的以外の伐採等により発生する病虫害や自然災害による被害木、剪定枝、グム流木等(廃棄物の場合を除く)。	ライフサイクルGHG既定値区分「製材等残材」「その他伐採木」以外の木質バイオマス
その他伐採木	エネルギー利用を目的とする伐採により発生する木質バイオマス	当面、伐採齢が20年以下で主伐する場合(伐採届等で確認)をエネルギー利用を目的とする伐採とみなす

Q&A 答6

● 様式と記入例 (林野庁提供資料より)

<加工・流通段階>

様式例(チップ製造事業者等が発行する書面)

GL p.16 別記2-1

別記2-1 加工・流通段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例

番 号 平成 年 月 日			
発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明			
○ ○ 殿 (販売先)		○○チップ製造事業者 認 定 番 号	
下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。			
記			
1. 樹種			
2. 数量			
3. GHG関連情報 (GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)			
(1) 原料区分、原料輸送区分			
原料区分	原料輸送区分	構成比	備考
林地残材等	10t車以上、30km以下	100%	
(2) 加工区分			
<input checked="" type="checkbox"/> チップ加工			
<input type="checkbox"/> ペレット加工 (乾燥に化石燃料利用)			
<input type="checkbox"/> ペレット加工 (乾燥にバイオマス利用)			

選択肢でなく、
該当区分の記
載でも可

選択肢でなく、
該当区分の記
載でも可

(3) 製品輸送区分

トラック最大積載量：4t車以上 10t車以上 20t車以上
輸送距離：10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下
100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

※ GHG関連情報の内容については必要に応じて加除する(例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目は不要)。

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報(間伐材等由来の木質バイオマスであること等)を追加記載することで証明書とすることも可能。

(Q&A 答13)

GHG対応に係る団体認定を取得した事業者に対しては、そのことが判別できるような認定番号を発行してください。

[具体例] 従前 : ○県木協 001
GHG後 : ○県木協 001-GHG ➡ GHGを追加

GL p.10 4 (4)

Q&A 答13

2019年10月に「剪定枝について、受入時に一般木質バイオマス証明がないにもかかわらず、チップ加工して出荷する際には、発電施設に対して一般木質バイオマス証明を添付していた」とするチップ加工事業者が**認定取消**となりました。

（当該事業者については、2017年度にも同様の不適正処理が発覚し、認定団体による緊急指導も実施されたました。その後も改善が図られなかったことから取消されたとのことです。）

- 再生可能エネルギーへの関心が高まっています。このため、木質バイオマス発電に関する不正の可能性について厳しく報道されることがあります。
- 特に木質バイオマス証明ガイドラインの運用は、買取価格に直結する話であり、厳格な運用が求められます。不正などが明らかとなった場合、発電事業者が処分され、電力会社から該当の電力買取費の返還を求められる可能性があります。
- 発電所の建設や運用には多額の費用がかかっており、上記の事態において、その瑕疵や過失が関係事業者にあった場合には、発電事業者から関係者に対して損害賠償請求などが行われる可能性が考えられます。

発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/attach/pdf/hatudenriyou_guideline-7.pdf

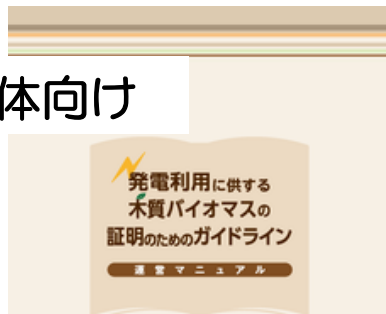
木質バイオマス発電・証明ガイドラインQ&A

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatsudenriyougaidorainqa.pdf>

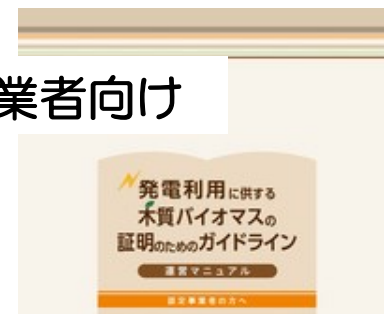
発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインQ&A
(ライフサイクルGHGについて)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/attach/pdf/hatudenriyou_guideline-8.pdf

認定団体向け



認定事業者向け



- 日本バイオマス協会では、運営マニュアルを作成してHPで公開しています。運営マニュアルは**2種類**（認定団体向け・認定事業者向け）です。



不明な点、疑問点、分からないこと、自信がないことは、証明ガイドライン、運営マニュアル等を確認して、まずは認定団体に相談する。それでも不明な場合は、「当協会の相談窓口」などへの照会も可能です。
ご照会の際には、認定事業者や認定団体のお考えもお聞かせください。

当協会の相談窓口は、以下からお願いします。

- ・ホームページ上の問合せフォーム
- ・メール (mail@jwba.or.jp)



—連絡先—

〒110-0016

東京都台東区台東3-12-5 クラシックビル604

電話 03-5817-8491 FAX 03-5817-8492

Mail mail@jwba.or.jp

URL <https://www.jwba.or.jp/>